平成２３年（フ）第２９３８号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番134―405号
債務者　川畑　美紀（旧姓花岡）
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９５２号
大阪府吹田市新芦屋上17番Ｈ―209号
債務者　杉原　美保
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９５３号
大阪府門真市上野口町23番28号
債務者　新田　和正
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７号
茨城県土浦市真鍋４丁目５番31号
債務者　塩澤　　絢
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１３号
茨城県土浦市烏山５丁目2072番地６
債務者　中山　奉忠
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４２３号
群馬県藤岡市浄法寺771番地６
債務者　丸山　順司（旧姓芦川）
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１０５号
群馬県高崎市上並榎町720番地　浅見アパート３号
債務者　浅香　謙司
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１４２号
群馬県高崎市下豊岡町45番地３　豊岡ハイツ505
債務者　松島奈津美
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第７９１号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘２棟409号
債務者　有馬工業こと　有馬　　勤
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８１号
愛知県安城市三河安城本町１丁目33番地12　アピオン401
債務者　河合　啓子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
愛知県岡崎市福岡町字北西仲９番地１　グリンヒル福岡211、旧住所三重県いなべ市大安町門前2381番地１　サンフォレスト24―208号
債務者　田中　明枝
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
愛知県豊田市保見ケ丘６丁目１番地２　公団116―408号
債務者　安部このみ（旧姓出原）
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
北九州市八幡西区浅川町15番１号　101
債務者　篠田美智子（旧姓橋本・福井）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２４３号
北九州市八幡西区星ケ丘７丁目１番１号
債務者　志水　宏治
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２６８号
北九州市若松区本町２丁目７番７号
債務者　服部　　守（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２８６号
北九州市小倉南区北方２丁目17番６―303号
債務者　仲野　大輔
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２１号
沖縄県那覇市前島２丁目10番１号前島アパート205
債務者　福里健次郎
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３３４号
京都市中京区西ノ京冷泉町41番地
債務者　俵屋住宅こと　市川　徳男
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係